

預金保険機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件

(昭和六十一年六月三十日大蔵省告示第百三二号)

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第四十三条第一号及び第二号(同法附則第十九条の三第四項及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第二十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、預金保険機構が保有することができる有価証券(以下「指定有価証券」という。)及び預金をすることができる金融機関(以下「指定金融機関」という。)を次のように指定し、昭和六十一年七月一日から適用し、預金保険機構が保有することができる指定有価証券及び預金をすることができる指定金融機関等を指定する件(昭和四十六年大蔵省令第七十六号)は、同日から廃止する。

一 指定有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債

ニ 貸付信託法に基づく受益証券

ホ 担保付社債（償還及び利払に遅延のないものに限る。）

ヘ 前各号に掲げるもののほか、确实な有価証券であつて、その保有について金融庁長官及び財務大臣の承認を受け
たもの

二 指定金融機関

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

八 全国を地区とする信用金庫連合会

二 全国信用協同組合連合会

ホ 労働金庫連合会

ハ 株式会社商工組合中央金庫